

生活経済学会共同研究助成制度規程

第 1 条（目的・設置）生活経済学会活性化の一環として、各部会を単位とした共同研究に対する助成制度を設ける。

第 2 条（助成対象者）各部会での複数会員からなる共同研究グループを助成の対象とする。
2 共同研究グループのメンバーは、各部会の会員を主体（過半数以上）とするが、必要な場合は、他部会の会員およびその他関係者・団体を含めることができる。

第 3 条（助成金額）総額 50 万円以内、4～5 件程度とする。

第 4 条（研究期間）当該年度 6 月～翌年度 5 月の 1 年間とする。

第 5 条（申請受付期間）当該年度 4 月 1 日～5 月 31 日とする。

第 6 条（申請）共同研究助成申請者は、研究計画書（研究目的・研究内容・期待される成果・研究実施体制）を申請期間内に提出する。

第 7 条（選考方法）共同研究助成選考委員会において審査を行い、その結果をもとに研究助成対象を決定し、通知する。

第 8 条（審査要領）審査の視点は次の通りである。

- ・研究テーマが生活経済学会の研究分野であるか
- ・研究テーマが独創性、斬新性を含んだ内容であるか
- ・研究が研究期間内に完結し、成果が期待できるものであるか
- ・研究内容が地域の特性を含んだものであるか

第 9 条（研究成果の提出）助成を受けた研究グループは、共同研究助成論文および会計報告を、研究終了後 2 か月以内に提出する。

第 10 条（研究成果の公表）共同研究の成果は、次年度の部会ならびに研究大会で報告し、学会誌に投稿する。

第 11 条（遵守事項）共同研究の実施にあたり、当初の計画から著しく異なる内容の研究を行った場合、もしくは社会通念上に照らして不公正な経費支出を行った場合は、助成された資金を返還させるものとする。

附 則 （施行期日）

- 1 この規程は、2014年度の総会において承認された日をもって施行する。
なお、本規定は、事業実施状況を勘案し、制定から概ね 4 年を経過した時点で必要な見直しを行うものとする。